

# 中核市に関する庁内検討会 第6回

令和6年3月19日(火)

政策推進部 行政マネジメント課

動きます、  
佐賀市。

1 健康危機管理体制について

01 被災地における保健医療等の支援

02 感染症法等の改正による保健所の強化

2 連携中枢都市圏構想

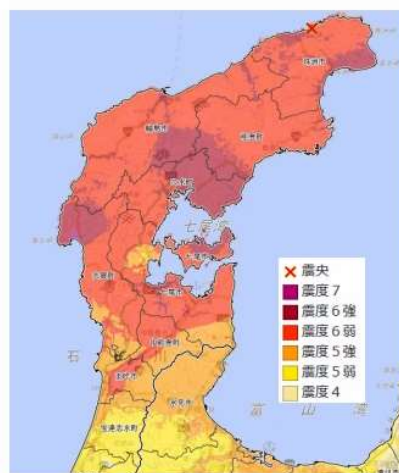
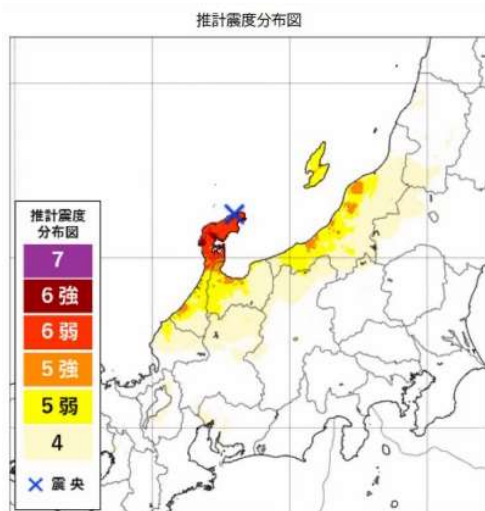
3 特別委員会報告

目次

# 被災地における保健医療等の支援

## 能登半島地震

- ・1月1日に発生
- ・M7.6(最大震度7)



支援

官民の各種支援チームが被災地の保健医療、福祉などを支援している

DMAT(災害派遣医療チーム)

JMAT(日本医師会災害医療チーム)

DPAT(災害派遣精神医療チーム)

DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)

保健師等の応援派遣

DWAT(災害派遣福祉チーム)

JRAT(日本災害リハビリテーション支援協会)

など

(気象庁より引用)

# DHEAT／保健師等の応援派遣

※地域保健対策の推進に関する基本的な指針 参照

## DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)

※自治体が自治体を支援する仕組み

### 理 念

- 防ぎ得た死と二次健康被害を最小化すること
- (被災地が)できる限り早く通常の生活を取り戻すこと

### 役 割

被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所における指揮調整(マネジメント)機能

### 構 成

都道府県及び保健所設置市区に所属する公衆衛生分野の専門職及び業務調整員から構成(5名程度)

- a.公衆衛生医師 b.保健師 c.業務調整員  
d. 薬剤師、獣医師、管理栄養士、臨床心理技術者等

## 保 健 師 等 の 応 援 派 遣

### 厚生労働省

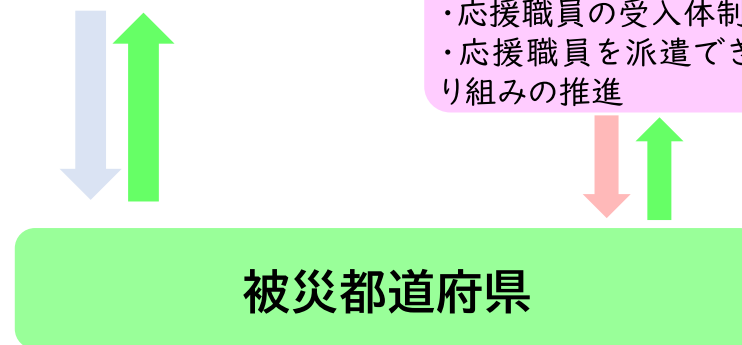
- ・保健師等の応援派遣の調整
- ・応援派遣の保健師等の人材育成(マニュアル、研修の推進)

### 都道府県

- ・管内市区町村に対して、応援派遣される保健師等の受入れ体制の整備の支援
- ・応援職員への計画的な研修・訓練
- ・国への派遣要請
- ・被災地への応援職員の派遣

### 市町村

- ・応援職員の受入体制の整備
- ・応援職員を派遣できるよう取り組みの推進



動きます、  
佐賀市。

1 健康危機管理体制について

01 被災地における保健医療等の支援

02 感染症法等の改正による保健所の強化

2 連携中枢都市圏構想

3 特別委員会報告

目次

# 感染症法等の改正による保健所の強化

## 保健所に求められる主な役割・強化

- ◆ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要。このためには、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にし、体制構築に向け、**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要。

### 保健所設置自治体

※ 保健所設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



管内の体制整備等の調整  
管内の人材育成等の支援

#### 【健康危機管理体制の強化】

・保健所への職員の配置、IHEAT等外部からの応援の仕組みや受援体制、迅速な有事体制への移行等平時から準備。

#### 【都道府県連携協議会への参画・予防計画の策定】

- ・都道府県が設置する連携協議会へ参加し、管内の保健所や一般市町村、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。
- ・都道府県の予防計画や保健所の健康危機対処計画との整合性を踏まえ、保健所体制等について予防計画を策定。
- ・県や市町村からの応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

#### 【マネジメント体制の強化】

・本庁に統括保健師を配置。

#### 【人材育成】

・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の研修・実践型訓練の実施。

### 保健所



保健所体制の強化  
保健所の人材育成

#### 【健康危機管理体制の強化】

・予防計画等との整合性を確保しながら平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定。

#### 【マネジメント体制の強化】

・統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を各保健所に配置。

#### 【人材育成】

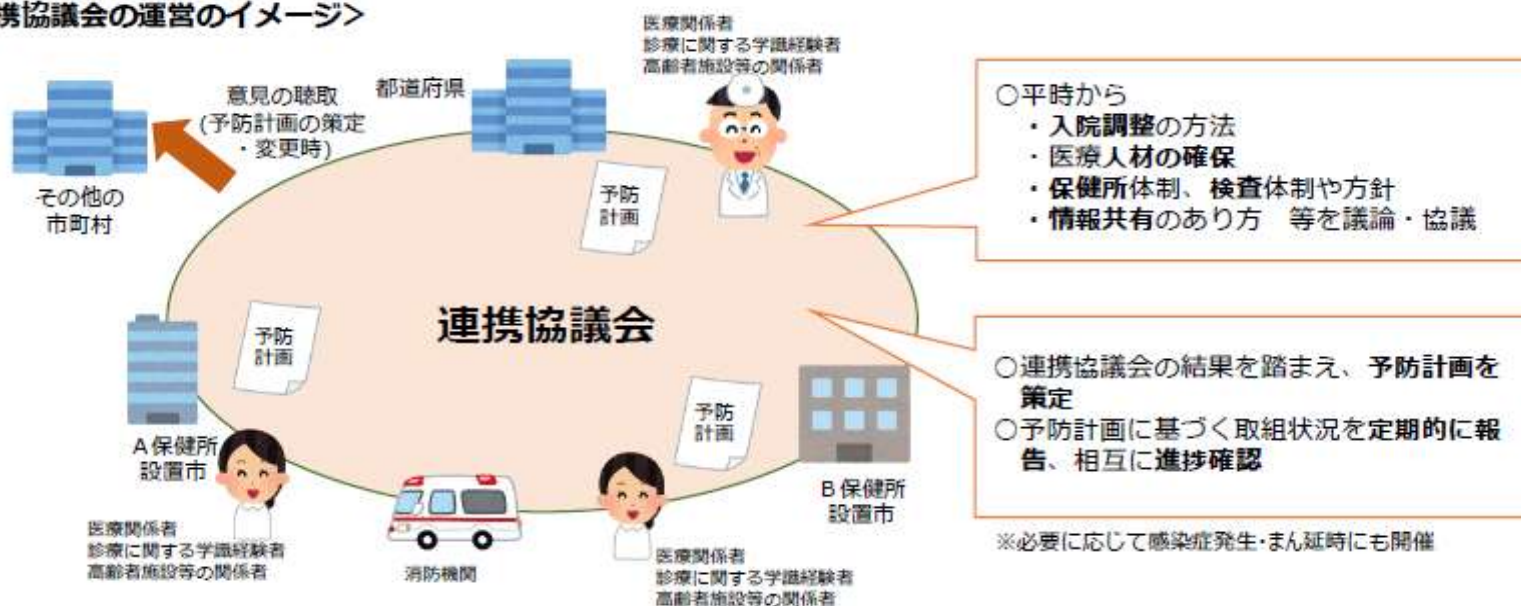
・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の実践型訓練等の実施。

# 連携協議会

## 見直しのポイント

- 都道府県と保健所設置市や特別区との間で、入院調整が円滑に進まない、応援職員の派遣のニーズを共有できない、迅速な情報共有ができないなど、連携が十分ではないケースが見られた
- 都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「**連携協議会**」を創設。入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて、**平時から議論・協議**し、その結果を踏まえて、予防計画を策定。また、予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗確認。
- 平時からの連携強化・綿密な準備を通じて、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図る。

### <連携協議会の運営のイメージ>



(注)  
連携協議会の枠組みのほか、都道府県の**総合調整権限の強化**や**保健所設置市・特別区への指示権限を創設**。感染症発生・まん延時において、都道府県が**迅速な対策**や管内の**一元的な対策**の実施など必要がある場合に**権限を発揮**できるようにする

# 「予防計画」の策定

平時からの備えを確実に推進するため、都道府県で策定されている「予防計画」の記載事項を充実。  
 病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標を明記。  
 保健所設置市についても、予防計画の策定が義務化。

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項	体制整備の数値目標の例
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★ 2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結医療機関（入院）の確保病床数</li> <li>・協定締結医療機関（発熱外来）の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関（医療人材）の確保数</li> <li>・協定締結医療機関（後方支援）の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関（PPE）の備蓄数量</li> </ul>
	① 情報収集、調査研究☆	
	② 検査の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の実施件数（実施能力）★</li> <li>・検査設備の整備数★</li> </ul>
	③ 感染症の患者の移送体制の確保★	
	④ 宿泊施設の確保☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結宿泊療養施設の確保居室数☆</li> </ul>
	⑤ 宿泊療養・自宅療養体制の確保（医療に関する事項を除く）★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の医療機関数（再掲）</li> </ul>
	⑥ 都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件	
	⑦ 人材の養成・資質の向上★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★</li> </ul>
	⑧ 保健所の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	※ 緊急時における検査の実施のための施策を追加★	

# 総合調整

感染症発生・まん延時における国・都道府県の総合調整権限等の強化等

感染症法における国・都道府県の総合調整・指示権限の概略図

		都道府県の権限 (都道府県⇒保健所設置市、特別区等)		国（厚生労働大臣）の権限 (国⇒都道府県、保健所設置市、特別区等)	
		〈現行〉	〈見直し後〉	〈現行〉	〈見直し後〉
総合調整	平時	—	○	—	—
	感染症発生・まん延時	○	○ ※対象措置の拡大等	—	○
指示	平時	—	—	—	—
	感染症発生・まん延時	—	○	○	○

都道府県

(見直し①) 事前の体制整備や感染症発生・まん延時における人材確保等の観点から、  
 ・対象となる措置を平時から感染症発生・まん延時に至るまでの感染症対策全般に拡大  
 ・これに当たって、**保健所設置市・特別区からの情報収集権限を創設**  
 ・総合調整の相手先として、保健所設置市・特別区、医療機関等に**市町村を追加**

(見直し②) 緊急時における迅速な入院調整を可能するため、感染症発生・まん延時における入院勧告・措置について、**都道府県⇒保健所設置市・特別区への指示権限を創設**

# 総合的なマネジメントを担う保健師の配置

**【保健所を設置している自治体】は、危機管理体制の確保のために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。**

- 当該保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担う。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



## 求められる業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるために、以下の業務を担う

- ①連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナウイルス対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

# 統括保健師を活かした取り組み事例

## 豊田市 統括保健師が組織横断的に意図的に課題を把握する仕組みづくり

- ✓ 地域カルテを作成し、地域診断検討会を設置し、地域診断ができる体制を整備。
- ✓ 地域診断検討会は、企画やまちづくりの担当部署も参加した、事業担当課間の情報交換の場。
- ✓ 中学校区単位のデータを収集し、市全体のデータを包括的に見て、成果と課題を把握し、市全体の課題と各課の個別課題に対する対応を整理している。

## 大阪市 統括保健師が計画策定会議に事務局として参画

- ✓ 特に母子と健康づくり関係の計画を重要視。その他関係計画にも積極的に参加。
- ✓ 計画策定において、組織横断的な調整をする役割をとっている。

## 岐阜市 保健師の人材育成に関与する体制を整備

- ✓ 統括保健師が、生活習慣病予防事業検討会や妊娠期からの支援に関する検討会に参加。
- ✓ 事業の企画・立案段階で必要に応じて助言をしている。
- ✓ 地区の特徴を市全体との比較から捉えた助言ができるように、統括保健師が介護保険や国保の等の自然体のデータを収集し、組織横断的な調整や推進を図っている。

動きます、  
佐賀市。

1 健康危機管理体制について

01 被災地における保健医療等の支援

02 感染症法等の改正による保健所の強化

2 連携中枢都市圏構想

3 特別委員会報告

目次

# 連携中枢都市圏とは

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、  
地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

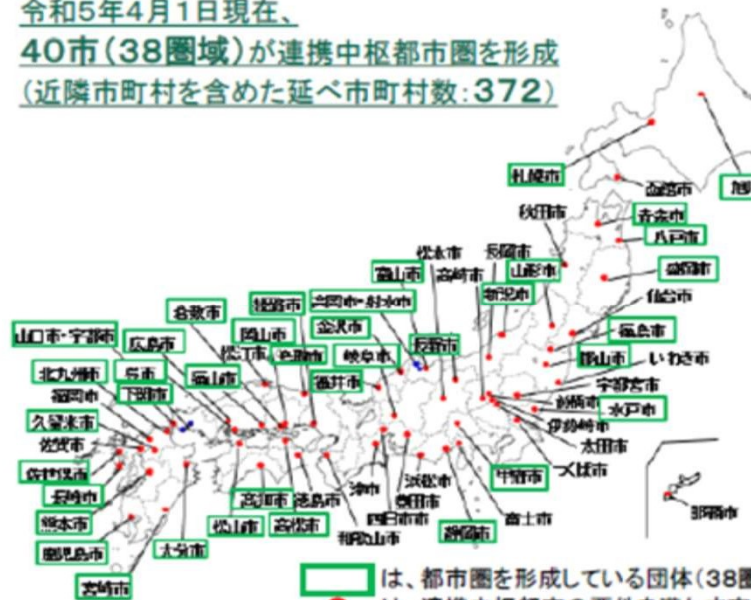
## 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

令和5年4月1日現在、  
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:372)



□ は、都市圏を形成している団体(38圏域)  
● は、連携中枢都市の要件を満たす市(59市)  
※中核市に移行していない市も含む

### 【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

【連携中枢都市圏とは】  
地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

# 連携中枢都市圏の形成状況 (R5.4.1現在)

全国38圏域

【九州地方】

- 北九州都市圏域 (北九州市)
- 久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)
- 西九州させぼ広域都市圏 (佐世保市) ※伊万里市、有田町含む
- 長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)
- 大分都市広域圏 (大分市)
- 熊本連携中枢都市圏 (熊本市)
- みやざき共創都市圏 (宮崎市)
- かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)

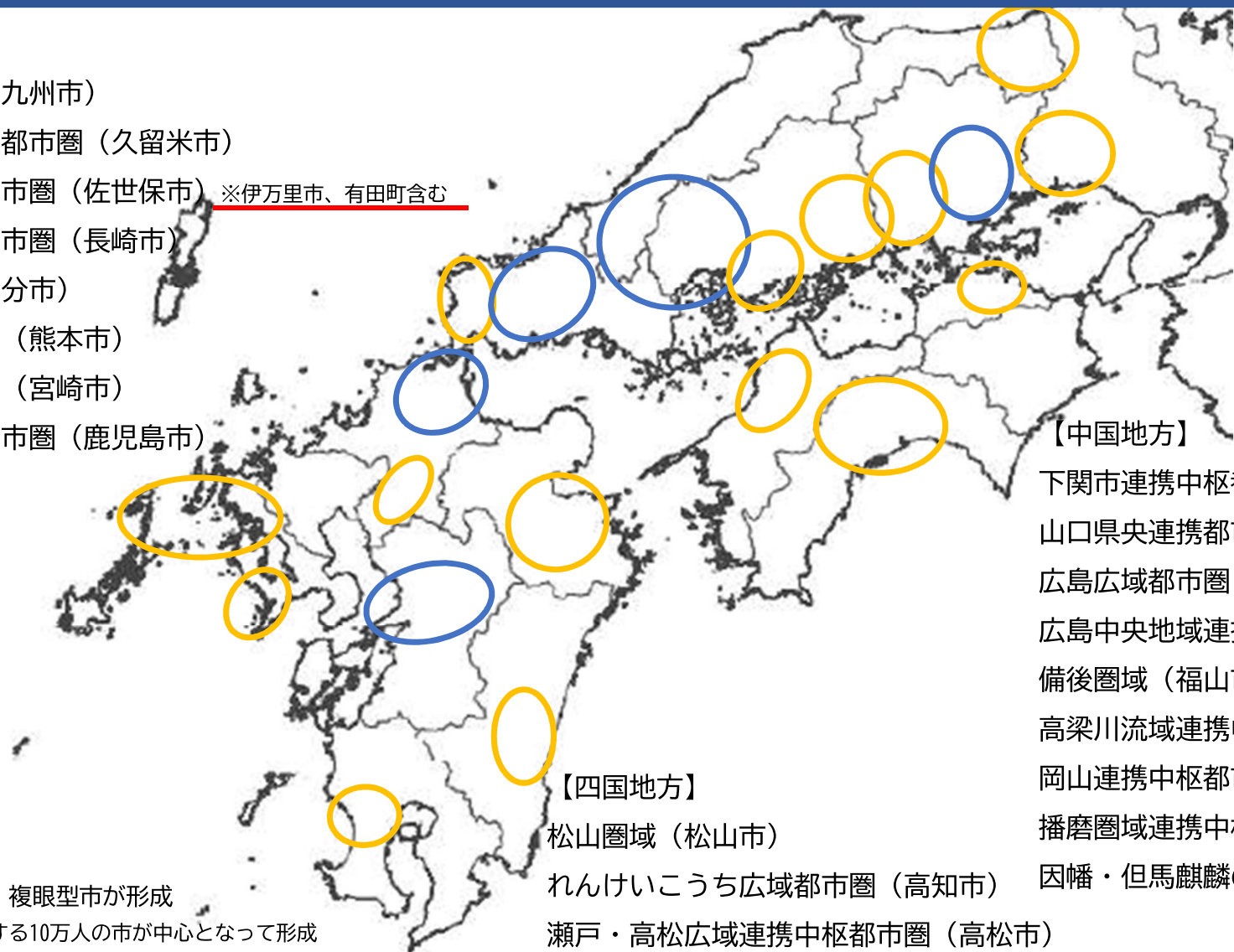
【中国地方】

- 下関市連携中枢都市圏 (下関市)
- 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)
- 広島広域都市圏 (広島市)
- 広島中央地域連携中枢都市圏 (呉市)
- 備後圏域 (福山市)
- 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)
- 岡山連携中枢都市圏 (岡山市)
- 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)
- 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏 (鳥取市)

【四国地方】

- 松山圏域 (松山市)
- れんけいこうち広域都市圏 (高知市)
- 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)

- 中核市が形成
- 政令指定都市・複眼型市が形成  
※複眼型…隣接する10万人の市が中心となって形成



# 連携中枢都市圏の効果

## スケールメリット

- ・ 個別に実施していた事業を連携することで、**効果をさらに高める**ことができる。  
ex. 販路拡大に向けた支援事業、広域観光
- ・ 単独の自治体では難しかった事業にも取り組むことができる。  
ex. 地域公共交通網形成の共同作成

## 国からの財政措置

- ・ 連携中枢都市の経済成長のけん引等の取組に対し、普通交付税を措置
- ・ 都市圏ビジョンに記載する取組に必要な事業に要する経費に対し、特別交付税を措置
- ・ 地域活性化事業債

## フルセット行政からの脱却

- ・ 単独ですべての行政サービスを提供するのではなく、連携することで**経費削減や事務の効率化**を図れる。  
ex. 避難所の相互利用、通信インフラの共同利用

## 政策ベースの柔軟な連携

- ・ 従来の機構ベースでの連携（広域連合、一部事務組合）とは異なり、**別組織を作らずに、より簡素で効率的な仕組み**とすることが可能
- ・ 連携中枢都市圏ビジョンに、個別の市町だけで取り組む事業を盛り込むことができる。

# 連携中枢都市圏における主な事業

役割	事業区分		事業例
圏域全体の経済成長のけん引	戦略産業の育成		創業支援事業、起業支援事業
	地域経済の裾野拡大		6次産業化事業、地場製品の販路拡大、ふるさと納税共通返礼品事業
	戦略的な観光施策		インバウンド観光の推進、圏域プロモーション、MICEの誘致
高次の都市機能の集積・強化	広域的公共交通網の構築		駅・港周辺整備、空港利用促進
	研究開発の環境整備		圏域内大学と連携した人材育成、産学官連携
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	生活機能の強化	福祉	保育所の広域入所、病児・病後児保育事業の広域利用
		教育・文化	スポーツ大会の誘致、図書館相互利用、プロスポーツ支援
		地域振興	合同就職説明会、新規就農者育成
		災害対策	災害時の相互応援、備蓄物資の情報共有
	ネットワークの強化	インフラ	公共交通網の検討、情報インフラの共同利用
		地域内外の交流	移住・定住促進、空き家活用連携、ワーケーション事業
	圏域マネジメント能力の強化		職員合同研修、航空写真共同撮影

# 財政措置の例

## 普通交付税

連携市町村も含めた圏域全体の住民のニーズに対応した

- ▶ 「経済成長のけん引」
- ▶ 「高次都市機能の集積・強化」 の取組に対する財政措置

\*圏域人口約30万人で形成した場合、連携中枢都市に約1.4億円措置

## 特別交付税

下記対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額を措置

\*連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられ、当該ビジョンに基づき実施する取組のうち、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」に資する取組に必要な事業経費

\*連携中枢都市圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

\*連携中枢都市の上限額は、年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数を勘案して算出

## 地域活性化事業債

連携中枢都市圏ビジョンの取組に資する施設整備に対し充当  
(充当率90%、交付税算入率30%)

# 連携中枢都市圏形成までの手続き

## 連携中枢 都市宣言

### 連携中枢都市

連携中枢都市宣言書を作成し公表

- ①圏域全体の経済のけん引等において中心的な役割を担い、当該市町の住民に対して積極的にサービスを提供していく意思
- ②圏域の現在の人口と将来推計人口
- ③圏域内の都市機能集積・強化の状況並びに近隣市町の住民による当該機能の利用状況
- ④連携して取り組むことを想定する分野
- ⑤通勤通学割合※が0.1以上である市町の名称

## 連携協約

### 連携中枢都市・連携市町

連携中枢都市と連携市町が、それぞれの市町における議会の議決に基づき締結

「圏域全体の経済成長のけん引」、  
「高次の都市機能の集積・強化」、  
「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」  
に資する取組を記載

根拠：地方自治法第252条の2

連携  
中枢  
都市

〇〇市  
〇〇市  
〇〇町

1対1で連携協約締結  
取り組む事業はそれぞれ  
で異なることもある。

## 都市圏 ビジョン

### 連携中枢都市・連携市町

連携中枢都市圏ビジョン懇談会※を経て策定

- ・都市圏の名称、中長期的な将来像、具体的取組、ビジョンの取組期間、成果指標などを記載
- ・具体的取組については、事業内容やスケジュール等に加え、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載

← 特別交付税措置の対象経費

※連携中枢都市圏ビジョン懇談会  
産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、  
地域公共交通等の分野や機関の代表者などを構成員として  
開催する会議

※通勤通学割合 =  $\frac{\text{連携中枢都市への就業者数及び通学者数}}{\text{常住する就業者数及び通学者数}}$

動きます、  
佐賀市。

# 1 健康危機管理体制について

## 01 被災地における保健医療等の支援

## 02 感染症法等の改正による保健所の強化

# 2 連携中枢都市圏構想

# 3 特別委員会報告

# 目次

# 中核市移行に関する調査特別委員会の質疑報告

日時： 令和6年1月22日（月） 10:00～11:32

## 【主な質疑】

- 1 中核市移行の効果（目指したいこと）と課題
- 2 教職員の研修等の対応
- 3 法定移譲事務と任意の移譲事務の整理
- 4 現場の職員と議論する場の保障

# 教職員の研修

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（中核市に関する特例）

第57条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、教育公務員特例法第四章の定めるところにより、当該中核市の教育委員会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

## 《研修内容》

- 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修  
（法定研修\_原則として全教職員が対象）
- 教職経験に応じた研修
- 職能に応じた研修
- 長期派遣研修
- 専門的な知識・技能に関する研修
- 指導が不適切な教職員に関する研修（法定研修）等



## 中核市教育センターの設置

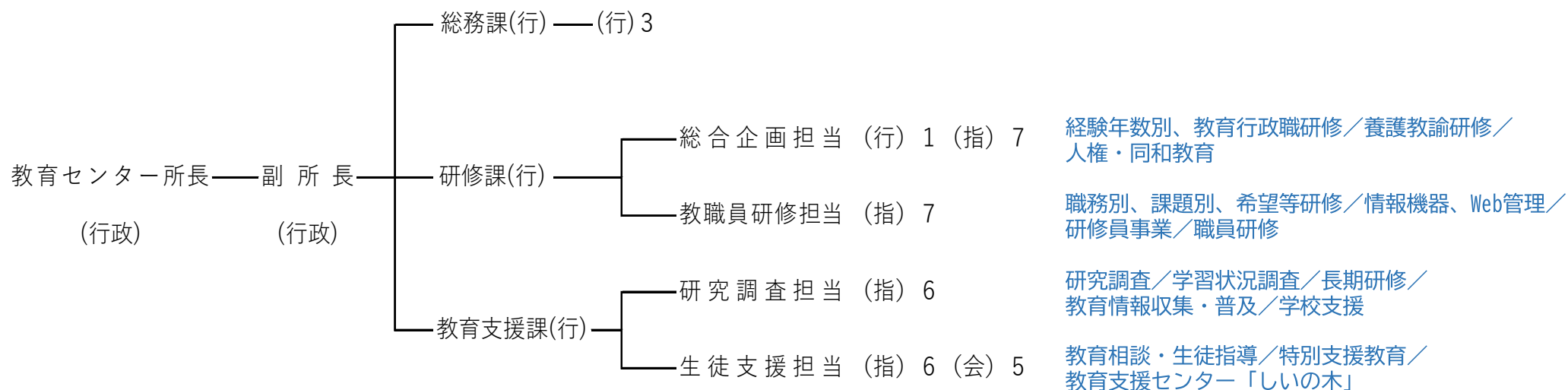
**57市／62市**

（文部科学省HPより）

\* 地域性やスケールメリットなどにより、法定研修や教職経験に応じた研修等を県に委託している自治体もある

# 教職員の研修

## 佐賀県教育センターの組織図及び職種別人数内訳(R5.4.1時点)



所在地:佐賀県佐賀市大和町大字川上

# 児童相談所

児童福祉法第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

## 児童福祉法第59条の4

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

### <児童相談所における基本的機能>

相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する
措置機能	子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する

# 児童相談所

- 都道府県、政令指定都市\_\_\_\_設置義務
- 中核市、特別区\_\_\_\_\_ **設置することができる**

## 設置済：4自治体

横須賀市(38.5万人)、金沢市(44.4万人)、明石市(30.6万人)、奈良市(34.9万人)

## 準備中：7自治体

高崎市(36.9万人)、船橋市(64.5万人)、豊橋市(36.8万人)、豊中市(40.6万人)、  
尼崎市(45.8万人)、宮崎市(39.6万人)、鹿児島市(58.9万人)

(インターネット調べ)